平成２２年（フ）第７８８４号
東京都町田市山崎町2130―７―28―104
債務者　加賀谷　誠
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８８５号
東京都町田市山崎町2130―７―28―104
債務者　加賀谷もと子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８８６号
千葉県八千代市高津東３丁目11―18
債務者　廣間　裕登
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８９２号
東京都豊島区上池袋３―16―21―404、住民票上の住所青森県八戸市南郷区大字島守字世増１番地
債務者　住沢布美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８９５号
東京都練馬区大泉学園町８丁目27―18―202
債務者　田口　英之
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８９７号
東京都東大和市向原６丁目1223―３―202
債務者　菊池加津恵
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９１４号
東京都小金井市桜町２丁目１―34　Ｌ．Ｃ．小金井
債務者　村山　三郎
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９１５号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野３丁目８－２
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９１８号
東京都練馬区春日町３―35―11―208　柄本方、住民票上の住所東京都練馬区春日町３丁目29―41―605
債務者　村上　正親
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２４号
神奈川県川崎市中原区小杉町１丁目547―203
債務者　松井　雅美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９２６号
神奈川県海老名市上今泉４丁目20―23
債務者　本間　順子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９５６号
東京都練馬区関町北５丁目５―24―101
債務者　渡部　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９６０号
東京都西東京市富士町２丁目９―15―Ｂ201
債務者　成田美由喜
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９６５号
東京都世田谷区奥沢６丁目19―19―302
債務者　笹本　早苗
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９７２号
埼玉県さいたま市中央区新中里３丁目５―８―503
債務者　有原　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部